事例１　女子高生のAさんは、SNSで同年代の男性と知り合い、遊びに行く約束をして待ち合わせをしていました。
しかし、待ち合わせ場所に来たのはSNSの写真とは違う中年の男性で、断る間もなく車に乗せられ、わいせつな被害に遭ってしまいました。

Check! SNSで知り合った人とは会わない！

Check! SNSで知り合った人が実際にどんな人かは分かりません！

事例２　女子中学生のBさんは、SNSでやり取りしていた男性と仲良くなり、男性から「Bの下着姿が見たい」と頼まれました。
Bさんは、最初はためらいましたが、男性の頼みを聞いてあげたいと思い、自分で写真を撮って男性に送信しました。
しかし、それから男性の要求はどんどんエスカレートしていき、要求を断ると「下着姿の写真をばらまく」と脅され、男性の要求を断ることができなくなってしまいました。

Check! 恥ずかしい写真を撮らない！送らない！

Check! 少年（１８歳未満）が拒否しているのに裸の画像等を送るよう求めたり、脅したりして裸の画像等を求める行為は、熊本県少年保護育成条例で禁止されています。

「家庭でのルールづくり」も大切です
子供としっかり話し合いましょう

ルールの一例
- ○　午後□時以降は使わない
- ○　会員登録や課金は保護者に相談する
- ○　個人情報を書き込まない
- ○　人の悪口を書き込まない　など

ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは、子供によるパソコン、スマートフォン、ゲーム機等の利用に関し、保護者がコンテンツや利用時間を管理したり、位置情報を確認することができる機能のことです。
ペアレンタルコントロールは、機器に機能が備え付けられている場合や、アプリとしてダウンロードが必要な場合がありますが、積極的に活用して、子供の機器の使い方を見守りましょう。

少年のフィルタリング普及等に関する協定

令和３年１月２５日、熊本県と県警察で、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の被害防止を図るための情報共有及び連携・協力に関する協定を締結しました。
共有した情報は、フィルタリング普及を始めとするインターネットの安全利用に関する取組の普及啓発等に活用されます。

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。
（熊本県警察ホームページ）
https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html

QRコードからも接続することができます。

熊本県少年保護育成条例のお問い合わせ先

〒862－8570　熊本市中央区水前寺6丁目18番1号　熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課　青少年班

熊本県少年保護育成条例　検索　TEL　096－333－2294

熊本県